

姫路市

定期報告を要する特殊建築物等及び建築設備等

(1) 特殊建築物等

用 途		特殊建築物等	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	地階・F $\geq$ 3（注1）、 A（注2） $>$ 200 $\text{m}^2$ 、 主階が1階以外にあるもの又は A <sub>3</sub> （注6） $\geq$ 200 $\text{m}^2$	3年ごと
2	観覧場（注4）、 公会堂又は集会場	地階・F $\geq$ 3（注1）、 A（注2） $>$ 200 $\text{m}^2$ 又は A <sub>3</sub> （注6） $\geq$ 200 $\text{m}^2$	平成29年 7月～10月
3	病院、診療所（注5）、 老人ホーム又は児童 福祉施設等	地階・F $\geq$ 3（注1）、 A（注2） $>$ 300 $\text{m}^2$ 又は A <sub>2</sub> （注3） $\geq$ 300 $\text{m}^2$	
4	ホテル又は旅館	地階・F $\geq$ 3（注1）、 A（注2） $>$ 300 $\text{m}^2$ 又は A <sub>2</sub> （注3） $\geq$ 300 $\text{m}^2$	3年ごと
5	下宿、共同住宅又は寄 宿舍	F $\geq$ 6かつ A（注2） $>$ 100 $\text{m}^2$ （Aは6F以上） （サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者ゲ ループホーム、障害者グループホームについては地階・ F $\geq$ 3（注1）又はA <sub>2</sub> （注3） $\geq$ 300 $\text{m}^2$ ）	平成30年 7月～10月
6	学校	地階・F $\geq$ 3（注1）又は A（注2） $>$ 2,000 $\text{m}^2$	3年ごと
7	体育館、博物館、美術 館、図書館、ホールン グ場、スキー場、スケート場、 水泳場又はスポーツ練習 場	地階・F $\geq$ 3（注1）又は A（注2） $\geq$ 2,000 $\text{m}^2$ （学校に付属するものについてはA $>$ 2,0 00 $\text{m}^2$ ）	
8	百貨店、マーケット、 展示場、キャバレー、カフェ ー、ナイトクラブ、バー、ダ ンスホール、遊技場、公衆 浴場、待合、料理店、 飲食店又は物品販売 業を営む店舗	地階・F $\geq$ 3（注1）、 A（注2） $>$ 500 $\text{m}^2$ 又は A <sub>2</sub> （注3） $\geq$ 500 $\text{m}^2$	
9	事務所その他これに 類するもの	地階・F $\geq$ 3（注1） 【階数が5以上で、延べ床面積が1,000 $\text{m}^2$ を超える建築物に限る】	平成31年 7月～10月
<p>（注1）地階・F<math>\geq</math>3 : 地階でその用途に供する部分が100<math>\text{m}^2</math>を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100<math>\text{m}^2</math>を超えるものをいう。</p> <p>（注2） A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。</p> <p>（注3） A<sub>2</sub> : その用途に供する2階部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。</p> <p>（注4）観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。</p> <p>（注5）診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。</p> <p>（注6） A<sub>3</sub> : 客席部分の床面積の合計を示す。</p>			

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

用 途		建築設備（注3）	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は 演芸場	地階・F $\geq$ 3（注1）、 A（注2）>200m <sup>2</sup> 又は主階が1階以外に あるもの	毎年 7月～10月
2	観覧場（注4）、 公会堂又は集会場	地階・F $\geq$ 3（注1）又は A（注2）>200m <sup>2</sup>	
3	病院、診療所（注5）、 老人ホーム又は児童 福祉施設等	地階・F $\geq$ 3（注1）又は A（注2）>300m <sup>2</sup>	
4	ホテル又は旅館	地階・F $\geq$ 3（注1）又は A（注2）>300m <sup>2</sup>	
5	博物館、美術館、図書 館、ホーリング場、スキー 場、スケート場、水泳場 又はスポーツ練習場	地階・F $\geq$ 3（注1）又は A（注2）>2,000m <sup>2</sup>	
6	展示場、キャバレー、カフェ ー、ナイトクラブ、バー、ダ ンスホール、遊技場、公衆 浴場、待合、料理店、 飲食店又は物品販売 業を営む店舗	地階・F $\geq$ 3（注1）又は A（注2）>500m <sup>2</sup>	
7	事務所その他これに 類するもの	地階・F $\geq$ 3（注1） 【階数が5以上で、延べ床面積が1,000 m <sup>2</sup> を超える建築物に限る】	

(注1) 地階・F $\geq$ 3 : 地階でその用途に供する部分が100m<sup>2</sup>を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100m<sup>2</sup>を超えるものをいう。

(注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。

(注3) 建築設備 : [換気設備] 煙感知器連動ダンパーを設けたものに限る。

政令第112条第16項の規定による。

: [排煙設備] 機械排煙に限る。

: [非常用の照明装置] 蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。

(注4) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。

(注5) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

用 途		防火設備（注8）	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は 演芸場	地階・F $\geq$ 3（注1）、 主階が1階以外にあるもの又は A <sub>3</sub> （注6） $\geq$ 200m <sup>2</sup>	毎年 7月～10月 ※初回は、H30年7月～10月
2	観覧場（注4）、 公会堂又は集会場	地階・F $\geq$ 3（注1）、 A <sub>3</sub> （注6） $\geq$ 200m <sup>2</sup>	
3	病院、診療所（注5）	地階・F $\geq$ 3（注1）、 A <sub>2</sub> （注3） $\geq$ 300m <sup>2</sup> 、 A <sub>4</sub> $\geq$ 200m <sup>2</sup> （注7）	
4	ホテル又は旅館	地階・F $\geq$ 3（注1）、 A <sub>2</sub> （注3） $\geq$ 300m <sup>2</sup>	
5	共同住宅、寄宿舎又は児 童福祉施設等（高齢者・ 障害者の就寝の用に供 するものに限る）（注9）	地階・F $\geq$ 3（注1）、 A <sub>2</sub> （注3） $\geq$ 300m <sup>2</sup> 、 A <sub>4</sub> $\geq$ 200m <sup>2</sup> （注7）	
6	次のうち学校に付属し ないもの（体育館、博物 館、美術館、図書館、ホ ーリング場、スキー場、スケ ート場、水泳場又はスポ ーツ練習場）	F $\geq$ 3（注1）、 A（注2） $\geq$ 2,000m <sup>2</sup>	
7	百貨店、マーケット、展 示場、キャバレー、カフェ、ナ イトクラブ、バー、ダンスホール、 遊技場、公衆浴場、待合、 料理店、飲食店又は物品 販売業を営む店舗	地階・F $\geq$ 3（注1）、 A <sub>2</sub> （注3） $\geq$ 500m <sup>2</sup> A（注2） $\geq$ 3,000m <sup>2</sup>	

- (注1) 地階・F $\geq$ 3 : 地階でその用途に供する部分（避難階除く）が100m<sup>2</sup>を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分（避難階除く）が100m<sup>2</sup>を超えるものをいう。
- (注2) A : その用途に供する部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。
- (注3) A<sub>2</sub> : その用途に供する2階部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。
- (注4) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。
- (注5) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。
- (注6) A<sub>3</sub> : 客席部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。
- (注7) A<sub>4</sub> $\geq$ 200m<sup>2</sup> : その用途に供する部分の床面積の合計が200m<sup>2</sup>以上の建築物。
- (注8) 防火設備 : 随時閉鎖又は作動をできるもの（外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。）
- (注9) 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途：
- 一 共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。）
  - 二 助産施設、乳児院、障害児入所施設
  - 三 助産所
  - 四 盲導犬訓練施設
  - 五 救護施設、更正施設
  - 六 老人短期入所施設等
  - 七 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
  - 八 母子保健施設
  - 九 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。